

江戸川区サッカー連盟壮年部 規約

第一章 名称・事務局

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟壮年部と称する。

第二章 目的

第 2 条 本部は区内在住・在勤のサッカー愛好者（団体）をもって組織し、壮年の体力の向上・健康維持と共に生涯スポーツ活動の普及に貢献すること、サッカーを通して地域交流の輪を広げることを目的とする。

第三章 事業

第 3 条 本部は前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。
1) 江戸川区民体育大会サッカー壮年の部の主管・運営。（春季・秋季）
2) 5年毎の墨東五区サッカー選手権大会壮年の部の主管・運営。
3) 区外への派遣事業。（選手・審判員）
4) その他本部の目的達成に必要な事業。

第四章 加盟・脱退・処置

第 4 条 本部に加盟・登録を希望する団体（所属者）は、理事会の承認を得ること。
第 5 条 1年以上会費を納入しない団体（所属者）は除名する。
第 6 条 脱退する場合は理事を通じて部長に届け出ること。
第 7 条 加盟団体またはその所属者が、江戸川区サッカー連盟及び本部の名誉を毀損、若しくはサッカー選手としての品位を著しく失墜する行為をした場合は、理事会の承認を経て除名または出場停止処分を行なう事が出来る。

第五章 役員

第 8 条 本部に下記の役員を置く。
1) 部長 1名 2) 副部長 1名 3) 会計 1名
4) 会計監査 若干名 5) 理事（加盟団体各1名）

第 9 条 役員を選出は下記の通りとする。
1) 部長・副部長は理事の互選とし、理事会の承認を得る。なお、部長、副部長も理事とする。
2) 副部長は部長を補佐し、部長がその任務の遂行が不可能な場合はこれを代行する。
3) 理事は各加盟団体より1名選出する。
4) 会計、会計監査は理事会において選出する。

第 10 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会計及び会計監査は、任期3年とし再任はできないものとする。

第六章 会計

- 第 11 条 本部の経費は次のものにより支弁する。
- 1) 部会費 理事会で決定する。
 - 2) 選手登録費 年額1人 1,000円
 - 3) 臨時会費 理事会で決定する。
- 第 12 条 連盟事業への貢献に対し下記に定めた金額を謝金として部会計より支給する。
- 1) 三時間までの事業貢献活動 2,000円
 - 2) 三時間以上六時間までの事業貢献活動 3,000円
 - 3) 六時間を超える事業貢献活動 5,000円
 - 4) 遠隔地への派遣による事業貢献活動 都度協議による

第七章 会議

- 第 13 条 本部は下記の会議を行なう。
- 1) 本部理事会は、部長、副部長、加盟団体代表者各1名で構成。議長は理事の互選とし、議決権は部長、副部長、1団体1票とする。
 - 2) 本部理事会は部長が招集する。(随時)
 - 3) 理事の半数以上から請求があったときは、部長は本部理事会を開かなければならない。
 - 4) 本部運営会議は、各カテゴリーのチーム代表者1名で構成。
 - 5) 本部運営会議は、部長が招集する。(随時)
 - 6) 各カテゴリー会議は、チーム代表者1名で構成。
 - 7) 各カテゴリー会議は、カテゴリー責任者が招集する。(随時)
 - 8) 会議は加盟団体及び構成人員の2/3以上の出席をもって成立し議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第八章 ガバナンスコード

- 第 14 条 スポーツ庁が策定したガバナンスコード原則1～5に基づき規約等を作成し事業に取り組むこととする。

第九章 付則

- 第 15 条 本規約の改廃は総会の議決を要する。
- 第 16 条 この規約は、2025年4月1日より施行する。

2011年2月1日作成
2025年4月1日改訂